

流山市いじめ防止基本方針

流山市・流山市教育委員会

流山市いじめ防止基本方針（目次）

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

いじめの防止等の対策に関する基本理念

第2章 いじめの防止等のために流山市が実施する施策

- 1 相談・情報収集及び関係機関等との連携体制の充実
- 2 いじめの予防のための取組の推進
- 3 いじめの早期発見のための取組の推進

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すること

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）
- 2 学校の組織（法第22条）
- 3 学校における取組

第4章 保護者・市民の役割

- 1 保護者の役割
- 2 市民の役割

第5章 重大事態への対処

- 1 重大事態についての基本的な考え方
- 2 重大事態の発生と調査（法第28条）
- 3 調査結果の提供及び報告
- 4 市長による再調査及び措置（法第30条）

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

いじめの防止等対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒（以下「児童等」という）に関する問題であり、いじめの防止等対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送ることができるよう、学校（流山市いじめ防止対策推進条例第2条第2号に規定する学校をいう。以下同じ）の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等対策は、いじめが、いじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童等が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。加えて、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命・心身を保護することが何よりも重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、家庭、地域社会その他の関係者が相互に関わり、いじめのない環境をつくることを基本として行われなければなりません。

第2章 いじめの防止等のために流山市が実施する施策

市は、流山市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的に推進します。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めます。（流山市いじめ防止対策推進条例（平成26年流山市条例第38号。以下「条例」という。）第1条、第20条）

1 相談・情報収集及び関係機関等との連携体制の充実

(1) 流山子ども専用いじめホットライン

いじめの相談、通報のための窓口、電話番号等を児童等及び保護者に伝えます。相談員が一つ一つのいじめの相談に丁寧に応えます。さらに、電話相談に加え、電子メールでの相談のシステムについても整備します。

(2) 相談窓口を設け、「学校におけるいじめの防止等対策のための組織」（以下「いじめ防止対策委員会」という。）により、学校全体で対応します。

(3) 流山市いじめ問題対策連絡協議会

市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察、その他の関係者により構成される、「流山市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図ります。

(4) 流山市いじめ対策調査会

教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会、医師、弁護士、臨床心理士、大学関係者、その他の関係者により構成される、「流山市いじめ対策調査会」(以下「調査会」という。)を設置し、いじめ対策を実効的に行います。

2 いじめの予防のための取組の推進

(1) 児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、いじめを許さない学校・学級の風土を醸成するために、各校に次の取組の推進を求めます。

- 「豊かな人間関係づくり」
- 「生徒指導の機能を活かした授業の実践」
- 「道徳教育の充実」
- 「命を大切にす教育」
- 「情報モラルの育成」
- 「いじめ防止推進月間の取組」等

(2) 年間3回の生徒指導主任連絡協議会を開催し、いじめ等生徒指導対策の中核となる生徒指導主任の連携の場とします。

(3) 情報モラルについての研修を開催し、学校や保護者、地域の方たちへの啓発活動とともに連携の充実を図ります。

3 いじめの早期発見のための取組の推進

(1) いじめを受けた児童等がその心の傷を広げることのないように、早期発見に努めます。教育委員会は学校に対し、年間2回、「いじめの実態調査」を実施し、学校はアンケート及び教育相談を行います。学校からの報告については教育委員会が追跡調査をし、必要に応じて学校を訪問し、いじめに対しての取組の支援を行います。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すること

学校は、法第13条の規定に基づき基本方針を策定するとともに、法第22条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置します。校長を中心に教職員、保護者、家庭、地域社会、教育委員会と連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進します。

1 学校いじめ防止基本方針の策定 (法第13条)

学校は、国、県及び流山市の基本方針に基づいて、次に述べるいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）に定めます。

2 学校の組織（法第22条）

学校は、「いじめ防止対策委員会」を組織し、必要に応じて教育委員会に人材の派遣を要請します。

3 学校における取組

学校は、法、条例及び本基本方針第2章の施策を受けて、以下のような取組を行います。

（1）いじめの防止

① いじめについての共通理解と研修

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図ります。

生徒指導の機能を活かした授業の展開に努め、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを目指します。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

千葉県教育委員会が推奨する「豊かな人間関係づくり実践プログラム」を各学年で活用するとともに、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童等の社会性を育むことに努めます。

③ 情報端末によるいじめの防止

携帯電話等による、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを利用したいじめについては、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらについてしっかりと理解と責任を求めていきます。

（2）いじめの早期発見

① いじめの早期発見のための措置

学校は、年間2回のアンケート調査と教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。電話相談やメール相談の窓口について、児童等及び保護者・地域に伝え、気兼ねなくいじめに関して相談できる体制を整備し、児童等を見守り、早期発見に努めます。

② インターネット上のいじめやトラブルについて

教育委員会等と連携し、早期発見に努めます。また、児童等が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取組についても周知します。

（3）いじめに対する措置

① いじめの発見や通報を受けたときの対応

いじめの発見や通報を受けた教職員は、直ちにいじめ防止対策委員会に報告し、同委員会を中心として組織的に対応します。いじめを受けた児童等及びその児童等を助けようとした児童等を守ることを最優先にするとともに、いじめを行う児童等に対しては、毅然とした態度で指導し、事情や心情を聞き取りながら、必要に応じて心理や福祉の専門家等の協力を得て継続的な支援を行います。

② インターネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み、名誉毀損、プライバシー侵害等があった場合は、プロバイダに対して削除を求めるなど必要な措置を講じます。なお、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

(4) 中学校区における小中学校及び小学校同士の連携推進

中学校を中心に学区内の小中学校及び小学校同士の連携を推進し、いじめ等生徒指導問題における学区の課題や児童等の情報を共有することで、地域ぐるみで問題を解決する仕組みを構築していきます。

第4章 保護者・市民の役割

1 保護者の役割

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等はいじめから保護するものとします（条例第7条第1項）。基本理念にもあるとおり、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが何よりも優先されるべきであります。

また、保護者は、「いじめが絶対に許されない行為である」ことを保護する児童等に十分理解させ、いじめを行うことのないよう、必要な指導を行う必要があります（条例第7条第2項）。さらに、保護者は市及び学校が講ずるいじめの防止等の為の措置に協力するよう努める必要があります（条例第7条第3項）。

2 市民の役割

市民は、児童等に対する見守り、声かけ等を行い、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努める必要があります（条例第8条第1項）。

また、市民は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校、その他の関係者に情報を提供するよう努める必要があります（条例第8条第2項）。

第5章 重大事態への対処

1 重大事態についての基本的な考え方

いじめは全ての児童等に起こりうる問題です。しかし、いじめが原因で児童等が自ら命を絶つような事態は何としても防がなければなりません。したがって重大事態が起こったときには、流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市長部局と協力して事態に対応します。

2 重大事態の発生と調査（法第28条）

（1）重大事態の意味

法第28条は、いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、及びいじめにより児童等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを重大事態として、速やかな対処を求めています。また、児童等の個々の状況と保護者の要望を十分に把握して重大事態と判断します。

（2）重大事態への対処

重大事態が発生した場合、まずはいじめを受けた児童等の被害を最小限に抑えるために最善を尽くします。いじめを受けた児童等の救済を最優先に考え、いじめを行う児童等の行為を止め、関係機関と連携して指導します。

（3）重大事態の報告

学校は、重大事態が発生したときには直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、直ちに市長に報告します。

（4）調査を行うための組織について

教育委員会が調査を行う際には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係のない第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保するよう努め、調査会を組織します。学校が調査を行う際には、校内いじめ防止対策委員会を母体として、重大事態の性質に応じて教育委員会並びに関係機関の代表者等と連携して調査に当たります。

3 調査結果の提供及び報告

（1）いじめを受けた児童等及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供します。これらの情報の提供に当たり、教育委員会又は学校は、他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど、個人情報の取扱いに十分配慮します。

（2）調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

4 市長による再調査及び措置（法第30条）

（1）再調査

上記（2）の報告を受けた市長は、報告された重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定により、報告された調査の結果について再度調査（以下「再調査」という。）を行います。

（2）再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点から、調査の結果を踏まえた必要な措置を講じます。

市長は、個々の事案に応じて個人情報等に十分配慮しながら、再調査の結果を議会に報告します。